

監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した、財政援助団体に係る監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 25 年 3 月 6 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	宮	崎	則 夫

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日及び場所

平成25年 1 月 25 日（金）

みなとつるが山車会館 2 階研修室

2 監査の対象

（1）団体名

つるがの山車保存会

（2）補助金概要

① 平成23年度つるがの山車修繕事業補助金

補助金交付額 1, 7 2 9, 8 2 2 円

② 平成23年度山車水引幕復元新調事業補助金

補助金交付額 2 4, 6 6 0, 3 0 0 円

（3）主管課

教育委員会 文化振興課

3 監査の方法

予めつるがの山車保存会（以下「保存会」という。）及び文化振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、保存会及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

平成23年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、保存会においては、市の貴重な歴史的な資料として、山車の適確な管理、保存に努められたい。

また、主管課においては、保存会が今後も安定した運営が出来るよう助言、指導をお願いする。